

平 戸 市 監 査 公 表 第 81 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 24 年 11 月 12 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院

第 2 監査の期間

国民健康保険平戸市民病院 平成 24 年 8 月 27 日

平戸市立生月病院 平成 24 年 8 月 28 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(5) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

国民健康保険平戸市民病院及び平戸市立生月病院は、国保直営診療施設としての使命に基づき、保健・医療・福祉の連携による地域包括医療を実践し、市民の健康づくりと安全、安心の医療の提供をめざしている。

今回の監査は、所管事業のうち予算の執行状況、事務処理状況等の審査を中心に全体にわたり行った。

なお、審査にあたっては、関係資料の提出を求め、担当者から事情聴取を行った。事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

〔平戸市民病院〕

【指導事項】

病院事業で使用する公印について、平戸市公印規則第5条に準じ、公印台帳を整備すること。

リハビリテーション班の被服貸与に係る診察衣（上下2着）の購入において、見積書を徴した契約が行われているが、見積書がファックスで送信されたものがあり、正規の手続（見積書、封筒、開封確認等）を執るよう改められたい。

〔平戸市生月病院〕

【指導事項】

被服貸与に係る白靴の購入において、見積書を徴した契約が行われているが、見積書がファックスで送信されたものがあり、正規の手続（見積書、封筒、開封確認等）を執るよう改められたい。また、被服貸与原簿の整備を図られたい。

レントゲン画像サーバー・モニターリース契約について、モニターは DELL 製で安価なものと思われるが、もしそうであれば原価に対して著しく高価なリース料が設定されていると考えられる。本件に限らず業者の見積もりについては 1 項目ごとに慎重に精査し、特に随意契約については注意すること。

第 6 むすび

今回監査の結果、概ね良好に処理されていることが認められるが、上記に記述する事項については、今後検討され適正な処理、改善に努められるよう望むものである。また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

未収金対策については、電話催告、訪問徴収、催告書の発送、及び支払に応じない場合は裁判所に対して支払督促申立てによる法的措置を行うなど、未収金対策強化に努力されている。過年度未収金(入院外来一部負担金)が、平成 22 年度 19,849,282 円、平成 23 年度 18,909,910 円と年々減少傾向にあるものの、今後とも、未収金の効果的な回収に努めること。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区 分	指摘事項	指導事項	意 見
根 拠	地方自治法第199条第 9 項		地方自治法第199条第10項
定 義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第 9 項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。